

利 用 者 の た め に

I 2015年農林業センサスの概要

1 調査の目的

2015年農林業センサスは、平成27年を調査年とする農林業構造統計（統計法（平成19年法律第53号）第2条第4項に規定する基幹統計）を作成し、食料・農業・農村基本計画及び森林・林業基本計画に基づく諸施策並びに農林業に関する諸統計調査に必要な資料を整備することを目的とする。

2 根拠法規

「統計法」（平成19年法律第53号）、「統計法施行令」（平成20年政令第334号）、「農林業センサス規則」（昭和44年農林省令第39号）に基づき基幹統計調査として実施した。

3 調査の体系

2015年農林業センサスは、「農林業経営体調査」（農林業経営を把握するために個人、組織、法人などを対象にして実施する調査）と、「農山村地域調査」（農山村の現状を把握するために全国の市町村や農業集落を対象に実施する調査）に大別される。

各調査の調査実施系統、調査方法及び調査事項については次のとおり。

【農林業経営体調査】

(1) 調査実施系統

農林水産省－都道府県－市区町村－指導員－調査員－調査対象

(2) 調査方法

調査客体による自計調査

(3) 調査対象

規定（Ⅱ用語の解説「農林業経営体」参照）に該当するすべての農林業経営体（試験研究機関、教育機関、福利厚生施設その他の営利を目的としない農林業経営体を除く）

(4) 調査事項

- ア 経営の態様
- イ 世帯の状況
- ウ 農業経営の特徴
- エ 経営耕地面積等
- オ 農業用機械の所有
- カ 農業労働力
- キ 農作物の作付面積等及び家畜の飼養状況
- ク 農産物の販売金額等
- ケ 農作業の委託及び受託の状況
- コ 保有山林面積
- サ 林業労働力
- シ 育林面積等及び素材生産量
- ス 林産物の販売金額等
- セ 林業作業の受託の状況
- ソ その他農林業経営体の現況を把握するために必要な事項

【農山村地域調査】

(1) 調査実施系統

ア 市区町村調査

農林水産省－地方統計組織－調査対象

- イ 農業集落調査
 - 農林水産省－地方統計組織－調査員－調査対象
- (2) 調査方法
 - ア 市区町村調査
 - 往復郵送調査（申出によりオンライン調査も可能）
 - イ 農業集落調査
 - 農業集落精通者に対する自計調査（申出により調査員の面接聞き取りも可能）
- (3) 調査対象
 - 全国の市町村や農業集落（全域が市街化区域の農業集落を除く。）
- (4) 調査事項
 - ア 農地・森林の状況等
 - イ 地域資源の保全・活用状況
 - ウ 総土地面積・林野面積に関する事項
 - エ 農業集落の立地条件等
 - オ その他農山村地域の現況を把握するために必要な事項

4 調査期日

平成27年2月1日現在で実施。

5 2015年農林業センサスの主な変更点

(1) 調査スケジュールの見直し

- ア 調査準備期間を調査年の前年7～9月の3ヶ月から、1～7月の7ヶ月に拡大
- イ ① 農林業経営体調査
 - 調査困難地域での調査員の安全確保のため実査期間を一ヶ月前倒し
- ② 農山村地域調査
 - 農林業経営体調査との輻輳を避け、調査内容に精通した調査員を確保する観点から、実査期間を農林業経営体調査終了後に変更
- ウ 調査方法の見直し
 - ① OCR調査票の導入
 - ② 一部の地域におけるオンライン報告の導入

(2) 調査項目等の見直し

- ア 農林業経営体調査
 - ① 項目の新設・追加
 - ・ 工芸農作物・野菜類・果樹類の品目別作付面積欄の新設
 - ・ 異業種からの資本金・出資金の提供に係る調査事項の拡充
 - ・ 農業生産関連事業の売上金額規模と事業ごとの割合欄の新設
 - ・ 経営方針決定への参画状況欄の新設
 - ・ 常雇いの年齢別人口数の新設
 - ・ 林業経営の受委託面積欄の新設
 - ② 項目の廃止
 - ・ 1世帯複数経営に関する世帯項目
- イ 農山村地域調査
 - ① 項目の新設・追加
 - ・ 農業集落から生活関連施設までの主な交通手段・所要時間、地域資源の保全についての連携状及び活性化のための活動状況
 - ② 項目の廃止
 - ・ 地域資源を活用した施設（産地直売所）に関する調査項目